	再商品化設備等の特別償却6 関する付表(措法44の9、6 68の25)			事業年 又は連 事業年	結		法人名	()
			44条の9第1項() 号	44条の	9 第 1 項	()号	44条の 9	第1項() 号
田	商品化設備等の区分	1	68条の26第1項() 号	68条の	26第1項	()号	68条の26	第1項() 号
+++	间 四 亿 苡 佣 守 ひ 셛 刀	1	旧44条の9第1項()号	旧44条	の9第1項	[()号	旧44条の 9	9第1項()号
			旧68条の25第1項()号	旧68条	:の25第1項	[()号	旧68条の2	5第1項()号
事	業 の 種 類	2								
	機械・装置の耐用年数表の番号) 商 品 化 設 備 等 の 種 類 等	3	()	()	()
再	商品化設備等の名称	4								
設	置した工場、事業所等の名称	5								
取	得 等 年 月 日	6	平 • •		平	•		平	•	•
事	業の用に供した年月日	7	平 · ·		平	•	•	平	•	•
購	入 先	8								
取	得 価 額	9		円			円			円
基	準 取 得 価 額 割 合	10	50、75又は10 100	0	5 0)、75又は 100	100	50,7	75又は1 100	0 0
基	準 取 得 価 額 (9) × (10)	11		円			円			円
胜	即增加求	10	14又は23			14又は2	3	1 4	4又は23	
特	別 償 却 率	12	100		_	1 0 0			1 0 0	_
特	別 償 却 限 度 額 (11) × (12)	13		円			円			円
償	却・準備金方式の区分	14	償却·準備。	金	償	却· 準	備金	償 却	• 準 備	金
適	(指定告示の別表番号) (同上の該当番号)		()	()	()
用										
	事業の用に供した再商品									
要		15								
~	 化設備等の仕様、性能等	10								
件										
	判定上参考となる事項									
等										

特別償却の付表(十七)の記載の仕方

1 この付表(十七)は、青色申告法人が租税特別措置 法(以下「措置法」といいます。)第44条の9《再商 品化設備等の特別償却》若しくは平成16年改正前の租 税特別措置法(以下「平成16年旧措置法」といいま す。)第44条の9《再商品化設備等の特別償却》の規 定の適用を受ける場合(これらの規定の適用を受ける ことに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準 備金として積み立てる場合を含みます。)又は連結法 人が措置法第68条の26《再商品化設備等の特別償却》 若しくは平成16年旧措置法第68条の25《再商品化設備 等の特別償却》の規定の適用を受ける場合(これらの 規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に 規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含み ます。) に、再商品化設備等の特別償却限度額の計算 に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六 に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法 人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を 「法人名」のかっこの中に記載してください。

- 2 「再商品化設備等の区分1」は、措置法第44条の9 第1項各号若しくは第68条の26第1項各号又は平成16 年旧措置法第44条の9第1項各号若しくは第68条の25 第1項各号のいずれの規定の適用を受けるものである かの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、 ()内には、それぞれの該当号を記載してください。
- 3 「事業の種類2」には、再商品化設備等を事業の用 に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「再商品化設備等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、再商品化設備等の種類、構造、細目等を記載します。また、その再商品化設備等が機械及び装置である場合には、()内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「再商品化設備等の名称4」には、再商品化設備等 に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「設置した工場、事業所等の名称5」には、再商品 化設備等を設置した工場、事業所、店舗等の名称を記 載します。
- 7 「取得価額9」には、再商品化設備等の取得価額を 記載します。

ただし、その再商品化設備等につき法人税法第42条

から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額(繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載します。

- 8 「基準取得価額割合10」の分子は、次の区分に応じ、 それぞれ次の基準取得価額割合を○で囲みます。
 - (1) 再商品化設備等が再生紙製造設備である場合… 「50」
 - (2) 再商品化設備等が平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に取得等をした特定家庭用機器廃棄物再生処理装置である場合又は平成16年4月1日以後に取得等をする食品循環資源再生利用設備である場合…「75」
 - (3) (1) 及び(2) の場合以外の場合…「100」
- 9 「特別償却率12」の分子は、次の区分に応じ、それ ぞれ次の特別償却率を○で囲みます。
 - (1) 再商品化設備等が指定告示(平成8年大蔵省告示 第96号)の別表一に掲げる再商品化設備及び再資源 化設備である場合…「23」
 - (2) 再商品化設備等が指定告示の別表二に掲げる再生 資源利用製品製造設備である場合…「14」
 - (3) 再商品化設備等が指定告示の別表三に掲げる特定 再生資源利用製品製造設備である場合…「23」
 - (4) 再商品化設備等が指定告示の別表四に掲げる再生 資源分別回収設備である場合…「14」
- 10 「償却・準備金方式の区分14」は、その再商品化設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「事業の用に供した再商品化設備等の仕様、性能等 判定上参考となる事項15」には、事業の用に供した資 産の仕様、性能等その資産が再商品化設備等に該当す るものであることを判定する上で参考となる事項を指 定告示の別表に掲げる仕様、性能等の単位をもってで きるだけ具体的に記載するほか、()内にその指定告 示の別表番号及び該当番号を記載してください。